

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	イーレックス株式会社			コード	9517
提出日	2026/5/25	異動(予定)日	2026/6/26		
独立役員届出書の提出理由	・当社第28期定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の同意				
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当なし		
1	田村 信	社外取締役	○														○		有	
2	木村 滋	社外取締役	○															△	有	
3	宮川 世津子	社外取締役	○															○	新任	有
4	古城 誠	社外監査役	○															○		有
5	石井 絵梨子	社外監査役	○															○		有
6																				

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項はありません。	田村 信氏は、独立役員届出に際して基準となる「東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素(独立性基準)」の各項目に抵触しておらず、実質的にも一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断されることから、独立性が確保されるものと考えております。また同氏は、長年の金融・証券業界における経験に基づく高い識見と経営全般にわたる幅広い知見を有しておられます。当社グループの経営戦略等に有益な助言を期待できると判断しましたので、社外取締役及び独立役員として選任するものです。
2	木村 滋氏は、2012年6月まで当社の取引先である東京電力株式会社(現東京電力ホールディングス株式会社)の取締役でした。	木村 滋氏は、独立役員届出に際して基準となる「東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素(独立性基準)」の各項目に抵触しておらず、実質的にも一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断されることから、独立性が確保されるものと考えております。また同氏は、長年の電力業界における経験に基づく高い識見と経営全般にわたる幅広い知見を有しておられます。当社グループの経営戦略等に有益な助言を期待できるため、社外取締役及び独立役員として選任するものです。
3	該当事項はありません。	宮川 世津子氏は、独立役員届出に際して基準となる「東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素(独立性基準)」の各項目に抵触しておらず、実質的にも一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断されることから、独立性が確保されるものと考えております。また同氏は、長年の国際機関におけるアジア地域を中心とした産業政策、生産性向上及びサステナビリティに関する豊富な経験と専門的な知見を有しておられます。当社グループの経営戦略等に有益な助言を期待できるため、社外取締役及び独立役員として選任するものです。
4	該当事項はありません	古城 誠氏は、独立役員届出に際して基準となる「東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素(独立性基準)」の各項目に抵触しておらず、実質的にも一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断されることから、独立性が確保されるものと考えております。また同氏は、法学を専門とする大学教授として、また、総合エネルギー調査会などのエネルギー関連委員会の委員を歴任され、豊富な経験及び幅広い見識を有しておられ、それらを独立役員として当社の監査に反映していただくことを期待し、社外監査役及び独立役員として選任するものです。
5	石井 絵梨子氏は、新幸総合法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は過去、同氏との間で、法律顧問としての取引関係がありました。但し、当社及び同氏のいずれにおいても当時の取引額は僅少であり、かつ当社の定める独立性基準を満たしていることから、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断いたしました。また同氏との法律顧問契約は、2023年6月23日開催の当社第25期定時株主総会で同氏が社外監査役に選任された際に解約済みであります。	石井 絵梨子氏は、独立役員届出に際して基準となる「東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素(独立性基準)」の各項目に抵触しておらず、実質的にも一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断されることから、独立性が確保されるものと考えております。また同氏は、日本及び米国ニューヨーク州弁護士として培ってこられた企業法務に関する専門知識と豊富な経験を有しておられ、それらを独立役員として当社の監査に反映していただくことを期待し、社外監査役及び独立役員として選任するものです。
6		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。